

令和元年（ワ）第172号 違法行為差止請求事件

原告 和田廣治ほか7名

被告 久和進ほか4名

第5準備書面

(第1準備書面兼求釈明書の補充)

2020年2月26日

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



ほか

北陸電力代理人は、北陸電力の取締役等が取引先等から金品等を受領していたか否か等の回答を求めた原告ら2019年10月21日付第1準備書面及び求釈明書記載の求釈明（以下「本求釈明」という。）に対し、「他社のことだから本件とは関係がない」、「過去のことだから本件とは関係がない」などとして回答しない旨述べた（なお、原告ら代理人は、書面をもって回答することを求めたが、北陸電力代理人は、これも拒絶した。）。

そこで、原告らは、本求釈明の本件との関連性及び必要性について、下記のとおり主張する。

1 北陸電力も本件との関連性及び必要性を認めていること

報道によれば、北陸電力は、関西電力の金品受領問題の発覚後、外部の弁護士を交えて社内調査を実施し、現職の役員と執行役員、原子力担当の幹部の計28人に聞き取り調査し、不正な金品の受け取りが無かったことを確認し、また、本件原発の地元企業に対する工事発注が適切だったかも調べたが、不正はなかったと発表した。また、被告金井豊は、「（関電の問題について）同じ公益事業者として大変重く受け止めている。社会に対して襟を正していくという趣旨で、金品は

一切の受け取りを辞退する」と述べている。¹

このように北陸電力は、関西電力の金品受領問題が北陸電力にとっても重要な問題であることを認めた上で、過去の調査を行い、また、今後の金品の受領を拒否することを決めている。北陸電力代理人が述べたような「他社のことだから本件とは関係がない」、「過去のことだから本件とは関係がない」といった趣旨の発言もなされていない。関西電力の金品受領問題がなぜ北陸電力にとっても重要かといえば、それは、本件原発の再稼働の判断が被告らの経営判断に基づくものではなく、個人的な利益を図るためになされたものではないかという疑念を生じさせるからにほかならない。このように北陸電力は、本求釈明について、本件との関連性及び必要性を認めているといえる。

2 他社のことであっても本件との関連性及び必要性が認められること

関西電力の金品受領問題は、北陸電力にとって決して他人事ではない。

北陸電力による上記社内調査結果においても、取締役等が取引先等から金品等を受領したこと自体は認めているように読める。

そして、志賀原発2号機の安全対策費は1000億円台の後半と見込まれており、また、原発は運転しなくても膨大な維持費がかかり、本件原発についても年間450億円を超える維持費がかかっている。

このように本件原発の再稼働には莫大なコストがかかっているところ、この僅か0.数パーセントであっても数億円という規模になる。このような莫大な金額が被告らを含む取締役等に還流していたとすれば、本件で問題となっている本件原発の再稼働推進の判断が経営判断に基づくものではなく、個人的な利益を図る目的の下でなされたものであるということが優に推認されることになる。

したがって、被告ら及び北陸電力においては、関西電力の金品受領問題と同様

¹ 日本経済新聞2019年10月31日配信記事「北陸電力、お中元やお歳暮の受け取り禁止に」

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ051656360R31C19A0LB0000/>

の問題が北陸電力において生じていないことを明らかにする必要がある。

3 過去のことであっても本件との関連性及び必要性が認められること

本件は、本件原発の再稼働推進という被告らの過去の判断に基づく本件原発の再稼働及び再稼働を前提とした行為の差止めを求めるものである。

北陸電力の取締役等が取引先等から金品等を受領していたとすれば、本件原発の再稼働推進という被告らの判断について、経営判断に基づき行われたものかということ自体が疑われることになる。

北陸電力は、福島第一原発事故発生の原因すら判明していない2011年7月にはすでに本件原発の再稼働の方針を示しているところ²、このような不合理な時期における判断が個人的な利益を図る目的の下になされたものではないということを被告ら及び北陸電力において明らかにする必要がある。

4 やましいところがなければ明らかにできるはずであること

前記のとおり、北陸電力代理人は、本求釈明に対し、「他社のことだから本件とは関係がない」、「過去のことだから本件とは関係がない」などとして回答しない旨述べ、書面の提出すら拒絶した。

しかし、北陸電力は、既に調査を行っているというのであるから、取締役等が取引先等から金品等を受領した事実がないのであれば、「ない」と回答すれば良いだけの話である。また、金品等を受領した事実はあるものの、「儀礼的な範囲を超えるものではない」と主張するのであれば、受領した金品等がどのような内容のものであるかを明らかにすれば良いだけの話である。このように既に調査済みの事項かつ回答が容易な事項について、回答しないばかりか、回答しないという書面すら頑なに提出しようとする姿勢は、やましいところがあるのではないかという疑念を強くさせるところである。

原告らは、本求釈明の全ての事項について、明らかにされる必要性があるもの

² 北陸電力 CSR レポート 2011

<http://www.rikuden.co.jp/csr/attach/csr2011p01-66.pdf>

と思料するが、少なくとも北陸電力が主張する「儀礼的な範囲」を超えるか否かの判断基準については、取締役等や取引先等の情報を含むものではなく、回答できない理由がないから、明らかにすべきである。

以上

